

福井市認定地域クラブ活動 認定要件

- (1) 市のホームページ「中学生が参加できる地域クラブ」に掲載されている団体が実施する地域クラブ活動であること。
- (2) 市内に居住、在勤又は在学する18歳以上の指導者が、活動時に1人以上いること。
- (3) 活動に参加する中学生の過半数が福井市学校設置条例（昭和42年条例第27号）第3条に規定する中学校に在籍する生徒であること。
- (4) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (5) 選抜等を行わず、参加を希望する中学生を広く受け入れること。
- (6) 1週間当たり2日以上休養日を設定していること。
- (7) 平日は1日当たり2時間程度、休日は1日当たり3時間程度の活動時間とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。なお、生徒が学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合には、参加する活動全体の時間を通算すること。
- (8) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- (9) 市又は福井県が主催する指導者研修を受講した指導者が活動に携わること。
- (10) 生徒の健康状態の把握に努め、気温等の環境を考慮した適切な活動を実施すること。
- (11) 事故等が発生した場合の連絡体制及び責任関係等を明確化していること。
- (12) 参加者及び指導者等が、活動における事故を補償する保険に加入していること。
- (13) 団体についての規約等を作成及び公表し、関係法令を遵守し適切な運営が行われていること。
- (14) 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- (15) 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。